

県有施設におけるEV充電設備導入に関する基本協定書（案）

富山県（以下「甲」という。）と、_____（以下「乙」という。）とは、県有施設におけるEV充電設備の導入について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、相互の知見や資産などを生かし、県が所有する施設（以下、「県有施設」という。）へのEV充電設備の導入に関して協力することで、電動車（EV）の導入拡大に向けて、県内における充電インフラの充実を図るとともに、カーボンニュートラルの実現を目指すことを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携と協働を推進する。

（1）EV用充電設備の設置に関する事項

（2）EVの導入拡大に向けた普及・啓発

（3）前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項

2 EV用充電設備の設置、運営及び管理は、乙が行う。

3 第1項の連携と協働を効果的に推進するため、甲及び乙は定期的な会議を設けるとともに、必要に応じて別途覚書等を締結することができる。

4 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社に実施させることができる。

（協定の見直し）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により相手方から受領した一切の情報について、第三者に開示又は漏洩をしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、本協定が次条に定める有効期間の満了後も、本条に定める秘密保持の義務を負う。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から8か年が経過した日が属する年度の末日までの期間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により、期間延長の申し出をし、双方の合意が得られた場合は、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和8年〇月〇日

甲 富山市新総曲輪1番7号

富山県知事 新田 八朗

乙 ○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○

(代表者) ○○○○